

二 線橋架換え工事

道道芽室東4条帯広線改良工事の芽室こ線橋架換え工事で、南側本橋撤去工事を実施いたします。

工事開始に伴い南側歩道が全面通行止めとなりますので、歩道利用者の方は北側歩道をご利用していただくことになります。

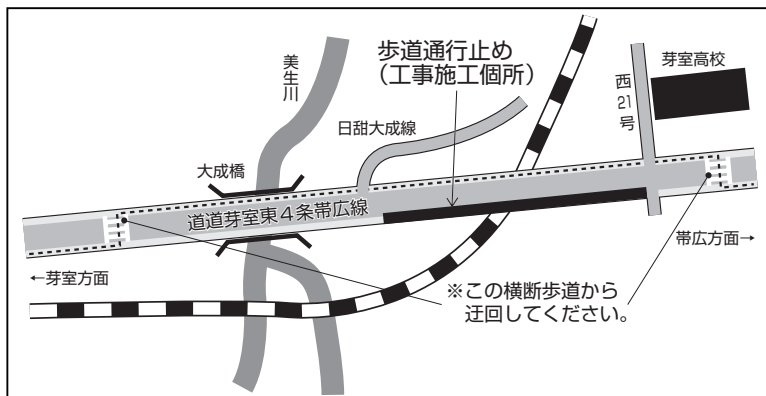
現在工事中の北側歩道は南側歩道の通行止めに合わせて開通します。通行止め区間は図の通りとなりますので、道路横断箇所は芽室高校前、大成橋手前にある信号機付き横断歩道で北側歩道へ迂回していただきますようお願いいたします。

●規制区間 町道日甜大成線から町道西21号までの南側歩道

●規制期間 平成20年3月4日(予定)から平成22年3月31日(予定)まで

☎帯広土木現業所事業課道路第二係 ☎26-9228

【工事箇所、歩道通行止め区間位置図】



年金情報！ 『公的年金等の源泉徴収票が見あたらないときは』

国民年金、厚生年金、共済組合などから支給される公的年金等については、所得税上「雑所得」と見なされ、所得税の対象となります。しかし、障害もしくは死亡を理由とする年金は課税対象となりません。

このため、社会保険業務センターから、国民年金、厚生年金受給者に平成19年分の「源泉徴収票」が1月末日までに送付されています。確定申告の際に添付書類として必要になりますので、紛失されたり届かない場合などは、次により再交付を受けてください。

再交付の方法

【ねんきんダイヤルで申し込み】

電話番号 0570-05-1165

受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分
第2土曜日 9時30分～16時

【帯広社会保険事務所で再発行】

受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分

※いずれも年金証書の記号番号、年金コードをご用意ください。

☎住民生活課住民係 ☎62-9723 ☒ j-nenkin@memuro.net

☎帯広社会保険事務所 ☎25-8111

税に関する情報

No.3

確定申告は、自分で書いて、お早めに！

平成19年分所得税の確定申告を帯広税務署と役場地下会議室で受け付けています。

申告にお越しの際は、印鑑、「前年の申告書等の控え」等をご持参ください。期限が3月17日(月)までとなっております。受付時間は9時～17時30分(12時15分から13時までは昼休み)。帯広税務署・役場は土・日曜日と祝日は閉庁しております。

なお、所得税の確定申告書が国税庁ホームページで作成できます。詳しいことはホームページをご覧ください。

【ホームページ】 <http://www.nta.go.jp/>

軽自動車の手続きはお忘れなく

軽自動車税は、4月1日現在、軽自動車を所有している方に課税される税金です。

すでに譲り渡して名義変更をしていない方、廃車にして抹消登録の手続きをしていない方は、平成20年度の納税通知書が送付されますので、必ず3月末までに手続きを済ませてください。

なお、車種ごとの手続きの場所は次の通りです。

●軽乗用車・軽貨物車・軽二輪

(126～250cc)

軽自動車協会(☎33-3154)
帯広市西19条北1丁目8

●自動二輪(251cc以上)

帯広陸運支局(☎33-3286)
軽自動車協会(☎33-3154)
帯広市西19条北1丁目8

※帯広陸運支局で手続き後に必ず軽自動車協会に手続き内容を届け出ください。

●原動機付自転車・小型特殊自動車

芽室町役場税務課(☎62-9722)
芽室町東2条2丁目14

☎税務課賦課グループ

☎62-9722

☒ z-tyouminzei@memuro.net